

# わかことワカルの少年法 第3回

## 今月のテーマ:「少年」とは?・少年が家裁に送られるまで

前回は、少年事件が発生し、それがマスコミを通して私たちが知るまでを取り上げました。今月と来月は、少年が家庭裁判所に送られるまでを見てみましょう。今月は、「虞犯(ぐはん)少年」という少年法独特の規定についても取り上げます。!

ワカル: ねえ、わかこちゃんって女の子だよねえ。

わかこ: はあ~? 当たり前じゃない。どういう意味よ!!

ワカル: お、怒らないでよ。女の子はいいなって思っただけだよ。

わかこ: なぜ女の子だといいて思うの?

ワカル: 少年法はあるけど、少女法ってないでしょ。悪いことしても捕まらないね。

わかこ: . . . . .

### 少年法第2条(少年、成人、保護者)

この法律で「少年」とは、二十歳に満たない者をいい、「成人」とは、満二十歳以上の者をいう。

この法律で「保護者」とは、少年に対して法律上監護教育の義務ある者及び少年を現に監護する者をいう。

「少年」とは20歳未満の者、「成人」とは満20歳以上の者のこと。

「保護者」とは、少年の面倒を見なくてはならない者、また現在面倒を見ている者をいう。

### <「少年」って誰のこと?>

ではまず「少年」とは、何歳から何歳までのことをいうのでしょうか。これは条文通り、20歳未満の者ということになります。「少年」というと、通常は男子のみを指しそうですが、少年法の場合、女子も合わせて「少年」と呼ばれます。ワカルくん、そういうことです。

日本以外の国では、18歳までとされる国が多いのですが<sup>ii</sup>、現行法では、旧少年法<sup>iii</sup>が18歳とされていた年齢を引き上げて、20歳までとしています。<sup>iv</sup> <sup>v</sup>

では、ここで問題。泥棒をしたときは19歳でしたが、捕まった後に誕生日を迎えて20歳になった者にも、少年法が適用されるのでしょうか?

答えはノー。検察官に送致され、大人と同じ裁判にかけられることになります。<sup>vi</sup>

### <「成人」は20歳以上>

当たり前にも思われるかもしれませんが、成人は満20歳以上の者ですね。もちろん成人には少年法の適用がありません。ただ、少年法37条、38条の「成人の刑事事件」や、少年院法11条1項の「成人間近の少年」などに「成人」がでできます。

### <「保護者」は父母!??>

たしかに、お父さんお母さんも「保護者」に入ります。親は民法<sup>vii</sup>によって少年の面倒をみるのが義務づけられており、これが、「法律上の保護者」です。民法では、親以外にもいくつか規定<sup>viii</sup>していますし、児童福祉法47条では、少年が施設で生活している場合、その児童福祉施設の施設長も「法律上の保護者」としています。

また、法律で決められていなくても、新聞配達などの少年を住み込みで雇っている人のように、事実上少年の面倒を見ている人も保護者に当たります。こちらが「事実上の保護者」です。

## 少年法第3条（審判に付すべき少年）

次に掲げる少年は、これを家庭裁判所の審判に付する。

- 1 罪を犯した少年
- 2 14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年
- 3 次に掲げる事由があつて、その性格又は環境に照して、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする虞のある少年
  - イ 保護者の正当な監督に服しない性癖のあること。
  - ロ 正当の理由がなく家庭に寄り附かないこと。
  - ハ 犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかがわしい場所に入出すること。
  - ニ 自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること。

家庭裁判所は、前項第二号に掲げる少年及び同項第三号に掲げる少年で十四歳に満たない者については、都道府県知事又は児童相談所長から送致を受けたときに限り、これを審判に付することができる。

犯罪少年、触法少年、虞犯（ぐはん）少年を、家庭裁判所の審判にかけろ。

触法少年と、14歳以下の虞犯少年については、地方自治体の関係部署や児童相談所長が、この少年は家裁に送った方がよいと決定した場合のみ、家裁の審判にかけることができる。

2条で「少年」とは誰を指すのかがわかったかと思えます。では、家庭裁判所に送られる少年とは誰でしょう。これについては、3条に書かれています。1項では、1～3号に分けて、審判にかけられる少年を定めています。<sup>ix</sup> 1から順に、「犯罪少年」「触法少年」「虞犯（ぐはん）少年」と呼ばれています。

## &lt;犯罪少年、触法少年とは&gt;

家裁に送られるのだから、悪いことをした少年に決まっている。みんな犯罪少年じゃないの？と思われるかもしれませんが、確かに、刑法や道路交通法などに定められている罪を犯した少年が「犯罪少年」です。読んで字のごとくですね。でも、刑法や道路交通法などの法に触れた少年って言い換えると、「触法少年」になってしまう。あれあれ？犯罪少年と、触法少年。いったいどこが違うのでしょうか。

この問題を解く鍵が、刑法にあります。

## 刑法第41条（責任年齢）

14歳に満たない者の行為は、罰しない。

そうです。答えは刑法にあったのです。刑法で、14歳未満の少年は罰しないと規定している以上、14歳未満の少年が犯罪に当たる行為を行ったとしても、それは犯罪ではなくなってしまうのです。そこで、罪を犯した少年＝「犯罪少年」とは呼ばずに、ただ法に触れる行為をした少

年＝「触法少年」と呼ぶことになるのです。

つまり、「犯罪少年」と「触法少年」の違いは年齢の違い。泥棒（刑法235条）をした場合でも、14歳未満は「触法少年」、14歳以上20歳未満が「犯罪少年」ということになります。<sup>x</sup>

## &lt;犯罪少年、触法少年の違い&gt;

では、この犯罪少年と触法少年。どこに違いがあるのでしょうか。違いは少年法3条2項に書かれています。

14歳未満の法に触れた行為をした触法少年は、まず児童福祉法の対象となり、児童相談所に送られることとなります。通常は児童福祉法の適用により進められていくのですが、児童相談所長や地方自治体の関係部署が、この少年は家庭裁判所で審判を受けた方がよいと、あるいは強制措置をとる必要があると考え、家庭裁判所に送った場合に限って審判にかけられます。<sup>xi</sup>

なお、触法少年は捜査の対象とはならないため、逮捕・勾留されることはありません（一時保護は可能）。これは犯罪少年とは大きな違いですね。

## &lt;少年法「改正」での年齢引き下げ&gt;

今まで、14歳、18歳、20歳などと、いくつかの岐路となる年齢をあげました。皆さんのなかには、「あれ？この前の少年法改正で、たしか16歳が14歳になったと

か言われていたけど・・・」と思われた方もあると思います。これは20条の改正で、刑罰対象年齢を16歳以上から14歳以上に引き下げたのです。改正前は14～15歳は刑法で刑罰を科すことも可能な年齢であったのに、少年法は少年を家裁から大人と同じ裁判所に送ること、つまり裁判によって刑罰を科すことを認めていませんでした。しかし、今改正によってそれが可能になったのです。

これはとってとても大事な問題。別の機会にもっとじっくり説明することになるでしょう。

### < 虞犯 ??? >

3条の説明も最後に近づきました。1項3号に書かれている「虞犯少年」です。読めますか? 「くはん」と読みます。最近では「く犯」とも書きますが、ここでは漢字で書いておきます。「虞」とは「おそれ」。漢字から考えると、「罪を犯すおそれのある少年」ということになります。

この条文は、悪いことしそうな少年を補導して、その後必要があれば家庭裁判所に送ってほしいんだよ、と定めている条文になるわけです。皆さん、どう思われますか? 「悪いことしそうな少年がいるのなら、どんどん補導し裁判所に送れほしいんだ」と思う方もいらっしゃるでしょう。でも、大人の場合、悪いことしそうな人を補導し、裁判所に送ることができるのでしょうか?

仮に、真夜中の繁華街をブラブラ歩いている人がいたとします。うーん、終電もなくなってしまったのに、こんな街を怪しい目つきで歩いている。これはどうも危ないぞ。でも、真夜中に怪しい目つきで歩いたら懲役2年、という法律はありません。ですから、ブラブラしている人が20歳以上の成人ならば、補導され、裁判所に送られることは絶対はないのです。

しかし少年の場合は違います。この規定で、警察は少年を補導して、その後必要があれば家庭裁判所に送ることができます。これは、少年が罪を犯す前に更生の道を伝えようという、少年法の理念である「少年の健全育成」に基づく制度だからです。

ただし、どんな少年でも補導されることのないよう、条文ではイ・ロ・ハ・ニの行為をしている少年という条件がついています。イの「保護者の正当な監督に服しない性癖のあること」とは、要するに親などの言うことを聞かない少年ということです。ロの「正当の理由がなく家庭に寄り付かないこと」とは、理由もなく家出をし続ける少年ということ。ハの「犯罪性のある人若しくは不道徳な人と交際し、又はいかげわしい場所に入出すること」とは、怪しい奴と付き合っている少年や、怪しい場所に行く少年という

ことです。ニの「自己又は他人の徳性を害する行為をする性癖のあること」は、自分や他人のためにならないことばかりやっている少年のことでしょう。

このような条件や、「少年警察活動推進上の留意事項について」により、虞犯少年については注意深い対応がなされています。

しかし、慎重な対応が取られているとはいえ、虞犯にはまだまだ問題があります。2004年1月、国連子どもの権利委員会も虞犯はやめるべきと勧告を出しています。皆さんは、この虞犯少年の規定、どう思われるでしょうか。

虞犯の規定は、少年法の理念と密接にかかわる部分です。今回のみならず、また別の機会にもこの問題については取り上げていきたいと思っています。

- 
- i これを書くにあたり、おもに、田宮裕、廣瀬健二編『注釈少年法 改訂版』(有斐閣、2001) 伊藤芳朗、新保信長著『少年法(やわらかめ)』(アスペクト、2001) 服部昭、佐々木光明編著『ハンドブック少年法』(明石書店、2000)を参考にした。
  - ii 児童福祉法4条では、「児童とは、満18歳に満たない者をいふ」とあり、「児童」とは18歳未満の者を指す。なお、児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)1条でも、児童は18歳未満のすべての者としている。
  - iii 1922年(大正11年)4月17日公布、翌年1月1日から施行された我が国初の少年法。
  - iv 現行少年法の国会上程における政府委員の説明は以下。  
「(当時の)少年犯罪の激増に対し、刑事政策的見地から少年法の全面改正を行い、少年の健全育成を期す必要がある」とした上で、改正の主な点については、「新憲法の下では、自由を拘束するような強制的処分は原則として裁判所でなければ行えないものと解釈すべきであり、これに因應するために新たに家庭裁判所を設置すること」「20歳未満の者は、まだに心身の発達が十分でないためこれをもちて少年の年令とし、20歳未満の者には、刑罰よりも保護処分をもってその教化を図る方が適切である場合が多いこと」等説明する。昭和21年2月6日のGHQの「少年法修正提案」を受け、日本側は早い段階から「少年法の目的として健全な社会人に育成することを説き、少年の年齢を18歳から20歳に引き上げる」とは認めていた。これに対し、連合国軍総司令民間情報部公安課からは21歳とする提案が繰り返し替えされたが、日本側の考えが最後まで通るとされる。(参照 司法研修所編『少年事件の処理に関する実務上の諸問題』、1997)
  - v 20歳未満が現行少年法どおり適用されたのは1951年。(1948年現行少年法公布、翌年施行) 家裁の受け入れ態勢が整わないとして延期されていた。この適用と同時に、年長少年(18、19歳)の検察官先議の法制化が提唱されている。「年長少年問題」はそれ以来少年法「改正」論議にさらされており、少年法の理念の問題と関係している。
  - vi 少年法51条で「罪を犯すとき」と明記していたり、少年だと思っていた者が20歳以上とわかったときは検察官に送致しなくてはならないとする19条2項、23条3項から、現行少年法の適用年齢の基準は、行為時ではなく、処分・裁判時とされている。
  - vii 民法818～820条
  - viii 親権代行者、監護者、後見人など
  - ix 法律の条文は、一つの条文の中でいくつか枝分かれしている場合が少なくない。一番大きな単位が「条」。その下が「項」。そして「号」と数えていく。
  - x 先ほどの少年法の適用年齢基準は処分・裁判時であったが、犯罪少年と触法少年の区別は、刑法41条より行為時であると読める。つまり、13歳のときに泥棒をして捕まり、その後14歳になった少年は、まずは児童福祉法の対象となる。
  - xi 児童福祉法26条、27条

## 少年法第6条（通告）

家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見した者は、これを家庭裁判所に通告しなければならない。

警察又は保護者は、第3条第1項第3号に掲げる少年について、直接これを家庭裁判所に送致し、又は通告するよりも、先づ児童福祉法による措置にゆだねるのが適当であると認めるときは、その少年を直接児童相談所に通告することができる。

都道府県知事又は児童相談所長は、児童福祉法の適用がある少年について、たまたま、その行動の自由を制限し、又はその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、同法第33条及び第47条の規定により認められる場合を除き、これを家庭裁判所に送致しなければならない。

犯罪少年、触法少年、虞犯少年を見つけた者は、少年を家庭裁判所に通告しなくてはならない。

警察官や保護者は、虞犯少年を家庭裁判所に送ったり、通告したりするよりも先に、児童相談所に通告してもよい。

都道府県知事や児童相談所長は、児童福祉法で対応しようとしている少年を逃がさないように身柄を強制的に拘束するしかないなと思ったときは、少年を家庭裁判所に送らなくてはならない。ただし、一時保護や、その児童福祉施設長が親代わりとして、少年が施設に入っている場合はかまわない。

## &lt;国民の義務！？&gt;

今まで、2条と3条で「少年」について、そして審判にかけられる少年について見てきました。では、犯罪・非行を行った少年はどのようにして家庭裁判所に送られるのでしょうか。それが6条に書かれています。

1項を見て下さい。「少年を発見した者」は、家裁に「通告しなければならない」と書かれていますね。ご存じでしたか？ 私たちは少年が万引きしているところなどを見たら、家裁に通告しなければならない義務を負っていたのです。

でも、普通私たちは犯罪行為を見たら、まずは110番！ですよね。それでも少年法が家庭裁判所としたのは、警察のような捜査機関ではなく、なるべく早く少年事件の専門家である家庭裁判所に知らせて、少年を保護しようというあらわれなのでしょう。

一般人の通告の場合、家庭裁判所では事件の受付はなされませんが、裁判官が立件命令をなしてはじめてその事件が家裁に受理されたこととなります。

2項は、警察官と保護者は少年を家裁ではなく、児童相談所に知らせてもよいと定めています。これは、虞犯少年（特に14歳以上18歳未満）は犯罪行為をまだ行っていないのであって、児童福祉法で対処できるのであれば、まずはそちらで対応した方がよいという考えに基づいています。一般人は家裁がよいか、児童相談所がよいかの判断をするのは難しいが、警察官ならばできるだろうということでしょう。そして、児童相談所は、家庭からの相談に応じることになっているので、保護者も通告者になっています。

では、最後に3項ですが、条文を読んだだけでわかりますか？ 別の法律の条文が引っ張りだされ、一文で、原則から例外まで書かれている、とっても読みづらい条文です。

この3項の意味は、「児童」と呼ばれる少年であっても、その少年のために閉鎖施設に入れたり、強制的な措置をとらなくてはならない場合があるかもしれません。この強制措置は、いくら少年のためといっても、自由を奪うという人権に関わる問題です。こうした場合は、やはり家庭裁判所のような司法機関で判断してもらわなくてはならない。ただ、一時保護ぐらいであったり、児童福祉施設長が親代わりになって、少年が施設に入っているような場合ならば、人権侵害とまでは言えないから、家裁が判断する必要はない、ということです。

うーん、やっぱり法律って難しいですね。

## &lt;稀、レア、めったにない！！&gt;

6条について取り上げてきましたが、皆さんの中で、少年を家裁に通告した方はどれほどいるのでしょうか。きっとゼロに近いと思います。この6条は、少年が家裁に送られるなかでも、めったにない稀なケースなのです。少年が家裁に送られる場合のほとんどが、捜査機関からの送致となります。（少年法42条、43条）こちらについては来月の「少年が家裁に送られるまで」で説明します。

### 少年法第7条（家庭裁判所調査官の報告）

家庭裁判所調査官は、家庭裁判所の審判に付すべき少年を発見したときは、これを裁判官に報告しなければならない。

家庭裁判所調査官は、前項の報告に先だち、少年及び保護者について、事情を調査することができる。

家庭裁判所調査官は、犯罪少年・触法少年・虞犯少年を見つけたときは、そのことを裁判官に伝えなくてはならない。

家庭裁判所調査官は、裁判官に伝える前に、少年や保護者についていろいろ調べてもよい。

### <調査官の義務>

この7条は、家庭裁判所調査官の報告義務を定めています。家庭裁判所調査官というのをご存じでしょうか。家裁の職員で、家庭に関する事件や、少年の保護事件を調べるプロフェッショナルです。

家裁調査官は、工作上様々な少年と顔を合わせます。ですから審判に付ける必要がある少年に出会うことも多い。その場合は、すぐに裁判官に報告しなさい、ということです。これは少年に少しでも早く、その少年に合った対応をして、健全育成の手助けをしようという少年法の理念があらわれたものです。

そして、調査官には、裁判官に非行少年を発見したことを報告する前に、自らその少年や保護者の調査をしてもよいという権限も2項では与えています。家庭裁判所は、本来は通告や報告、送致などを受けてから、その少年、事件を調査する場所ですので（8条）、7条2項はこの例外を規定した条文ということになるでしょう。

調査官はすごい権限があるんですね。でも、家裁に報告される前の調査なので、少年の人権保障からいっても、裁判官に報告するために必要な最小限の調査とされています。<sup>ii</sup>

### <すべての道は家裁に通ず>

今まで見てきましたように、6条は、一般の人が非行少年を発見したときに家裁への通告義務を規定した条文でした。7条は、家庭裁判所調査官が非行少年を発見したときの報告義務を規定しています。そして、次回取り扱う予定の41条、42条では、司法警察員と検察官の家裁送致義務を規定しており、非行を行った少年のすべてが家庭裁判所に伝わっていくことになるのです。

少年事件のプロも、一般事件のプロも、そして事件とは全く無縁の普通の人も、みんなが少年を家庭裁判所に伝えることができるのです。これを悪くとらえると、少年たちは日本中だれからも監視されているというふうに見えるかもしれ

ません。しかし、日本中の誰もが、未来ある少年を温かく見守っている。そうとらえることもできるのです。皆さんはどのように考えられますか。

でも、それにしても家庭裁判所って、とっても大事な裁判所だということがよくわかりますよね。それなのにどうして家庭裁判所の地位は、裁判所の中では高くないと言われるのでしょうか。不思議でなりません。

「わかことワカルの少年法」担当  
（監修：石井 小夜子、津田 玄児）

i 児童福祉法15条の2（業務）

ii 少年審判規則第9条の2 家庭裁判所調査官が法第7条第1項の規定により報告するには、次に掲げる事項を記載した報告書によらなければならない。

- 1 少年および保護者の氏名、年齢、職業及び住居
- 2 審判に付すべき事由の要旨
- 3 その他参考となる事項

少年審判規則第10条 家庭裁判所調査官は、法第7条第2項の調査をするについては、報告をするに必要な限度に止め、深入りしないように注意しなければならない。